

主要貿易書類の署名の考察

—署名方法の簡易化のために—

はしがき

国際間に亘る貿易関係書類には、諸外国にて行われているのと同様、わが国ではローマ字による肉筆署名をすることが慣習となっている。

貿易手続簡易化の観点から、この厖大な件数となる署名の方法について、従来の手書きによる署名の効力を損うことなく、他の方法によってその労力を節減することができないかということがひとつの問題である。

一方において、貿易情報を書類によらずコンピュータにより処理し、データ伝送することとなると、肉筆署名に代って、その情報の真正性を証明する何らかの方法が確立されなければならないことも問題である。

このような問題意識から、署名についての解決方法をさぐるため、当協会に署名問題特別委員会を設け、昭和56年度から2ヶ年の予定で検討を進めることとなった。

この報告書は、初年度の研究としてインボイス、船荷証券、保険証券、信用状をとりあげ、署名に関する問題の所在を整理し、とりまとめたものである。

次年度においては改善の実現のための具体的な方策を求め、提案を行うこととしている。

署名に関する問題は、わが国および国際的な法律、規則、慣習などに關係する範囲が極めて広く、貿易手続簡易化のための重要な課題のひとつであるので、貿易に關係する各位にこの研究が少しでも役立ち、問題意識を持っていただくことができれば幸である。

最後にこの研究に参加いただいた委員各位に厚く御礼申上げる。

昭和57年 3月

財團法人日本貿易関係手続簡易化協会

署名問題特別委員会名簿 ()内は前任者

委員長 飯田 勝人 東京銀行事務管理部長代理
委 員 丹羽 和男 三井物産株輸出運輸部長代理
(福田 敏雄 三井物産株輸出運輸部長代理)
小河 康人 東京海上火災保険株貨物業務部事務課長
西矢 清 大阪商船三井船舶株定航業務部総務課長
平田 喜嗣 第一勵業銀行外国業務部外国事務企画課副参事
門脇 五郎 横浜税関輸入部統括審査官
大崎 正瑠 大妻女子大学専任講師

事務局 湊 恒生 常務理事・事務局長
坂本 理枝

主要貿易書類の署名の考察

—署名方法の簡易化のために—

目 次

はしがき

署名問題特別委員会委員名簿

I 署名問題特別委員会の目的

1. 背景	1
2. 本委員会の目的	2

II 署名の意義

1. わが国における署名の定義と署名の実態	2
(1) 署名の定義	2
(2) わが国における「記名捺印」の特別的地位	3
(3) 署名の実態	4
2. 米国における署名の定義と署名の実態	5
(1) 署名の定義	5
(2) 署名の実態	6
3. 商取引における日欧米間の考え方の相違	7
(1) 偽造裏書のある手形の善意取得についての考え方	7
(2) 署名についての考え方	7
4. 署名の機能	7
(1) 署名の主観的意義と客観的意義	7
(2) 国連欧州経済委員会の勧告における署名の機能	8

III 主要貿易書類の機能とわが国における署名の実態

1. 主要貿易書類の機能	9
2. わが国における主要貿易書類の署名の実態と 関連法令・国際規則	10

IV わが国における主要貿易書類の署名の代替方法と問題点

1. わが国における主要貿易書類の署名回数	12
(1) 署名回数の推定	12
(2) 署名回数の削減方法	12
2. 署名に関する法令の規定と実務上の取扱い	12
(1) 株券・債券・旅行小切手の印刷署名	13
(2) 英文検量証明書の穿孔署名	13
(3) 通関用インボイスの署名	13
3. 主要貿易書類における自署の代替方法と問題点	14
(1) 自署の代替方法	14
(2) 自署の代替方法の問題点	15
(3) 自署の代替方法の得失一覧表	17

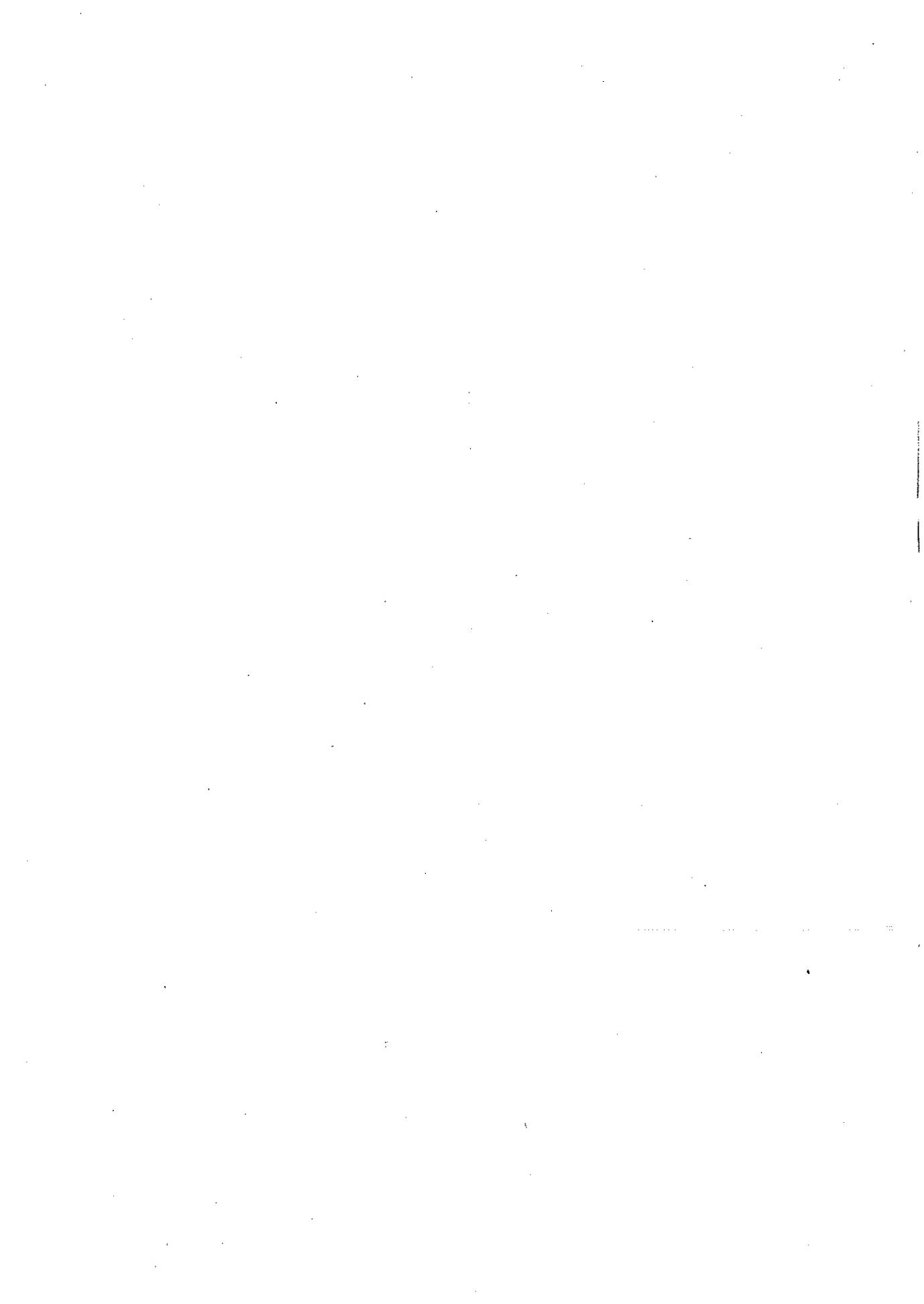
V 署名問題特別委員会の暫定的結論

1. 暫定的結論	18
2. A D P 化への対応	19

参考資料（本報告書中に引用した法令・国際規則の条文）

1. 手形法	21
2. 小切手法	21
3. 商法	22
4. 商法中署名スヘキ場合ニ関スル法律	23
5. 國際海上物品運送法	23

6.	関税法	24
7.	関税法施行令	24
8.	関税法基本通達	25
9.	信用状統一規則	25
10.	1980 年インコタームス	26
11.	国際商業会議所銀行技術実務委員会の判断	26
12.	米国統一商事法典	27



I 署名問題特別委員会の目的

1. 背景

JASTPRO は、わが国の貿易関係諸制度・諸手続のうち、簡易化の観点から貿易業務のより円滑な遂行をはかるため解決すべき問題点をとりまとめ、1978年3月「貿易手続簡易化24の課題——JASTPRO 提言集」(JASTPRO 刊77-27)を発表し、官公庁・民間を問わず、わが国の貿易関係者すべての共同目標として、その実行を呼びかけた。

この24の提言は、JASTPRO の調査専門委員会(1975年5月～1977年3月)とこれを引継いだ提言起草委員会(1977年4月～1978年3月)が中心となり、関係団体・関係官庁の協力のもとに、文字どおり官民一致協力して作成されたものである。

提言集の「I 貿易関係官公庁・民間業界全般にわたる事項」の第6項として、次のような提言がなされている。

「6 署名方法の簡易化

提 言 貿易関係書類における現行の肉筆署名及び記名・捺印の作業の軽減のため、および情報処理時代に対応して、新しい証明方法が採用され実施されるべきである。」

一方、国連欧州経済委員会(ECE)の貿易手続簡易化会議は、1979年3月「署名以外の方法による貿易書類の認証(AUTHENTICATION OF TRADE DOCUMENTS BY MEANS OTHER THAN SIGNATURE)」についての勧告を採択した(なお、この翻訳は、機関誌「JASTPRO July-August 1980 合併号」に掲載されている)。この勧告は、貿易関連データのADP化をも展望して、(1)各 government および government 間条約に関連のある国際機関に対しては、国際貿易に使用される書類上の署名を必要とする根拠となっている国内法および国際上の法律・条約文言を再検討し、必要に応じ署名の簡易化のための改正を考慮すべきこと、また(2)国際貿易手続簡易化に關係したすべての諸機関に対しては、現行の商業書類を見直し、署名を廃止しても安全でさしつかえない書類を抜き出して、在来の商慣習を変更するための大がかりな教育・訓練計画を実施すべきことを強

く呼びかけている。

2. 本委員会の目的

このような背景のもとに、本署名問題特別委員会は、わが国で作成される主要貿易書類のうちから、「インボイス（商業送り状）」、「保険証券」、「船荷証券」（これらは、わが国からの輸出取引に際し、わが国において作成されるものである）および「信用状」（これは、わが国の輸入取引に際し、わが国の銀行が作成する、いわゆる輸入信用状である）を検討の対象として選び、もっぱら実務的な観点から、これら書類の署名の実態とその根拠法令等をつきとめ、まず現状の認識を行なうことに努めた。

次に、現行の署名方法に代替可能と思われる方法とその得失について、実務的な見地から検討を加え、最後に ADP 化への若干の展望を行なった。

この報告書は、本委員会における検討結果をとりまとめたものであるが、時間の制約等から、わずか数回の委員会開催にとどまり不十分な内容ではあるものの、本報告書が本格的な署名問題改革の基礎資料となるよう、期待するものである。

II 署名の意義

1. わが国における署名の定義と署名の実態

(1) 署名の定義

わが国においては、署名は「自署」または「記名捺印」が合法的なものとして認められており、これらは次のように定義されている（新版新法律学辞典、有斐閣）。

① 署名

文書の署名。「署名」は、文書に氏名を書くことで、本来は「自署」を意味する（例：労組14、民訴 191、刑訴 198 ⑤），しかし、他人の代署が許される場合（例：刑訴規61、戸則62）や、「記名捺印」で代えることのできる場合もある。

法律の要求する適式の署名のない文書は、原則として無効と解される。

② 記名捺印

「記名」は、自署以外の方法（ゴム印・印刷・タイプ等）で自分の氏名をしること、「捺印」は調印・押印ともいい、印章を押すことである。

署名は自署が原則であるが、商法・有限会社法・手形法・小切手法上の署名は「記名捺印」で代えることができる（明治33法17商法中署名すべき場合に関する法律、有87、手82、小67、なお戸則62、刑訴規61）。

なお、「記名捺印」は本人から権限を授けられた他人がしてもさしつかえない。

(2) わが国における「記名捺印」の特別の地位

最も厳格な要式が求められるわが国の手形法・小切手法においては、「本法ニ於テ署名トアルハ記名捺印ヲ含ム」と定められている（手形法第82条、小切手法第67条）。

わが国においては、「自署」よりも「記名捺印」を用いることが永年の慣習であり、自署を行なったうえさらに捺印を付加することも行なわれる等、記名捺印の方式が広く浸透しているが、この国民的記名捺印の慣習が、ジュネーブにおける1930年の手形法統一會議において認知され、統一法のいう署名には、「記名捺印」も手形法上の署名として適格であるものとされたので、上記のとおり法文上に明定したものである。

わが国の永年の慣行たる「記名捺印」が、国際的會議において議論の対象となつたことは、きわめて興味深いことであるが、その間の事情は、次のとおりである（鴻 常夫、「署名と記名捺印」手形法・小切手法講座第一巻総論、130～131ページ、有斐閣）。

「統一条約制定を審議した総会において、日本代表は、条約が署名を要求している一切の場合につき、国内の慣習に従って、日本において振り出され、かつ、日本において支払われるべき内国手形については記名捺印（an indication of the name accompanied by the apposition of a mark）で代えてよいことにして希望する旨を述べ、条約案1条8号に関しては留保する旨の意思表示をした。（中略）そして、この点は、起草委員会の報告でも、

次のように述べていたところである。

『日本代表は、日本では、証書に自署ではなく、記名の傍または下に振出人の捺印を顕出させるのが国内の慣習であることを指摘し、この慣習は統一法によって尊重されるべきであることを求めた。この目的のために特別な条項を設けることは必要であるとは思われなかつたが、しかし「署名」という語は、ここでは広い意味に、すなわち、国の慣習によって、文書または証書の中に署名者の同一性を明らかにするに役立つ一切の実質的な記号の意味で使用されているのだということが了解された。同一の注意は、ひとり振出人の署名についてばかりでなく、為替手形になされうるすべての署名（裏書人、引受人、保証人等の署名）にも適用があるということを付け加えることができる。』

右のようにして解決された問題は、ひとり日本で発行された為替手形に関してだけでなく、同様に多くの植民地で発行された為替手形についても生ずる。』
(League of Nations, Records of International Conference for the Unification of Laws on Bills of Exchange, Promissory Notes and Cheques, First Session 1930, P. 175 et seq. P. 128)

なお、小切手法制定に際しての起草委員会の報告は、ここでも為替手形の場合と同様に、「署名」という語は、国々の慣習に従って、文書または証書にそれを顕出した者の同一性を明らかにすることに役立つ一切の実質的なサインを示す全く広い意味に使用されているということが了解されたこと、だから、証書に手書ではなく、記名の傍または下に振出人の印章を押捺する日本における国内慣習は、1条6号に定める署名の要件を完全に満たすものであること、同一の実務は他の東洋諸国でも行なわれていることを述べていた。』(League of Nations, Records of the International Conference for the Unification of Laws on Bills of Exchange, Promissory Notes and Cheques, Second Session (Cheques) 1931, P. 90)

(3) 署名の実態

わが国においては、外国向の書類については、英文による自署が一般的な署名方法として使用されており、記名捺印の例はほとんどない。

一方純国内的な書類については、わが国の伝統である記名捺印の方法が主流であって、国内取引の契約書・銀行取引・官公庁への届等は、例外なく記名捺印によっている

ただし、最近の銀行取引においては、パーソナル・チェックは、もっぱら自署によっており、キャッシュ・カードは自署にもよらず、預金者があらかじめ登録したコード・ワード（暗号）によるものであり、さらに銀行の自動預金収納機械（Automatic Tellers Machine）が預金者に渡す入金明細および銀行の預金者あて預金入払残高通知書（Statement of Deposit Account）には、銀行の署名は省略されていることに注目すべきである。

なお、最近わが国において急速に発展したクレジット・カードについても利用者は加盟店において自署することになっている等、コンピュータ時代に入つてからは、わが国の慣習たる記名捺印の方法はもとより、署名自体の概念が大きく変化しつつある現実に留意することが必要である。

2. 米国における署名の定義と署名の実態

前掲国連欧州経済委員会の勧告中には、フランス、ベルギー等大陸法系の諸国における「署名の定義・署名に関する判例」が紹介されているので、ここでは、わが国との貿易取引においてきわめて関係の深い米国における署名の定義等を掲げる。

(1) 署名の定義

米国の統一商事法典（Uniform Commercial Code）の§ 1—201一般定義の(39)には、次のとおり、きわめて弾力的に定義されている。（さらに、同法典第三編商業証券（Commercial Paper）§ 3—401(2)にも署名の定義があるが、これも同一内容とみてよい。）

なお、統一商事法典は、各州の採択する州法であって、連邦法ではない点に留意する必要がある。

① 定義（仮訳）

「署名のある（"Signed"）」には、文書の真正性を確認する現実の意思

をもって、当事者が執行し、または採用する一切の表章が含まれる。

(“Signed” includes any symbol executed or adopted by a party with present intention to authenticate a writing.)

② 公式注釈(Official Comment)(仮訳)

「署名のある(“Signed”)」は新設。「署名のある」の定義に書面の真正性確認(authentication)を含めたのは、本法典に用いられている用語としては完全な署名は必要でないことを明確にするためである。真正性確認は印刷であっても、スタンプであっても、手書であってもよい。それは、イニシャルまたは押印によってもさしつかえない。それは、書類のどの部分にあってもよく、適当な場合であれば請求書の頭部または書信の頭部に見受けられるものでもよい。

およそ可能性のある真正性確認の目録は、完全なものではないのであるから、裁判所はこれを判断するに際し、常識と商業上の経験を働かせなければならない。問題は、常に、その表章は、文書の真正性確認をしようという現実の意思をもって当事者が執行し、または採用したものかどうか、である。

(注) 1981年9月29日付日本経済新聞は、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)のまとめた「国際為替手形・約束手形に関する条約草案(全69条)」を報じている。

この条約草案第5条(10)では、「署名」を次のような広い意味に捕えている。

「『署名』とは、スタンプ、符号、ファクシミリ、穿孔、その他機械的手段による署名を含み、『偽造の署名』はこうした手段による不正または無許可の使用による署名を含む。」

(2) 署名の実態

米国においては、ほとんどが自署であるが、印刷・穿孔によることも現実にある。

3. 商取引における日欧米間の考え方の相違

(1) 偽造裏書のある手形の善意取得についての考え方

米国、英國など、いわゆる英米法系の国においては、とくに取引の直接の相手方の人品骨柄を熟知することが鉄則とされている。これは商取引等において、無権利者からの財産権は譲受人に移転しないという原則によるものである。

具体的には、たとえば、偽造裏書のある手形の取得者は、たとえ形式的に裏書が連続している手形を善意で入手した場合でも、手形上の権利を取得することはできない。結局、偽物を本物と誤って取得した者が、その損失を負担すべき原則とされている。

これに対し、わが国やフランスなど、大陸法系の国においては、このような場合にも、取得者が善意で裏書の形式的に連続した手形を取得する限り、善意取得として、有効に手形上の権利を得るものとされている（手形法第16条、小切手法第21条）。

つまり、両法体系においては、いわば基本哲学において大きな格差があるわけであるが、1981年9月29日付日本経済新聞の伝える「国際為替手形・約束手形に関する条約草案」では、偽造裏書手形の善意取得については、両法体系の差を埋めるための折衷案を盛り込んでいるとされている。この条約案が英米法系の国により批准されるかどうかは興味ある問題である。

(2) 署名についての考え方

上述のとおり、米国などでは、署名が本物であるかどうかが本質的な問題であって、本物であれば署名の形式・方法は何でもよい、とする考え方が根本にある。一方、わが国では、署名が万一偽物であっても、善意取得・表見代理が認められることがあるから、署名の形式・方法には厳格さを要求する、という傾向がある。

4. 署名の機能

(1) 署名の主観的意義と客観的意義

わが国の学説は、厳格な要式が必要とされる手形・小切手について、署名の

もつ意義を 2 つに分けて説明している。このことは、手形・小切手等有価証券に限らず、広く他の書類における署名についても妥当するものであり、若干なりとも相違があるとすれば、署名の有する次の 2 つの意義のうち、いずれかがより大きなウエイトをもつことがあることであろう。

① 主観的意義

手形・小切手の署名は、手形・小切手の行為者に対し、手形・小切手上の責任を負担するものであることを自覚させるために、とくに慎重な「署名」という手続をとらせる。

② 客観的意義

手形・小切手の行為者に、自己の固有な筆跡または印影を手形・小切手面上に顕現させて、手形・小切手の取得者が右の行為者を認知できるようする一方、手形・小切手の偽造防止にも役立たせる。

(2) 国連欧州経済委員会の勧告における署名の機能

前掲勧告には、貿易書類の署名のもつ機能について、次のようにとりまとめられている。

「国際貿易上の署名には、下記の 3 つの目的がある。

①貿易書類の源泉、すなわち書類を作成した人を明確にする。

②書類上の情報を明確にする。

③書類上の情報の正確さおよび／あるいは、完結性について署名者が責任を負うことの証拠となる。

署名は、書類および伝送されるデータについて、争う余地のない法的に有効なものであるとして証拠の一要素となるものである。形式的には、署名のある書類が必要とされているが、欠くべからざる機能としては、内容データの確証である。」(JASTPRO July-August 1980 合併号 3 ページ)。

「商業書類上では、署名が常に必須であるとは限らないが、公的な目的のためにはしばしば必須である。国内には数多くの規定があるので、国際貿易に従事する者としては、あるかも知れない所要事項を満たさないことを恐れて、ほとんどの書類に安全のために署名する。」(前掲誌 6 ページ)。

III 主要貿易書類の機能とわが国における署名の実態

1. 主要貿易書類の機能

本委員会が検討を加える4つの貿易書類については、「主要貿易書類とその定義」(JASTPRO刊 80-20)に、次のような機能をもつものとして規定されている。

A - 9 商業送り状；仕入書 Commercial Invoice			
発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
輸出者	通関手配前	N	輸入者、税関、銀行
目的／機能			
(受取人) (機能)			(関税法68条)。申告と貨物の同一性の確認。課税標準の決定、便益関税の適用。
(1) 輸出者：船積貨物の案内（商品明細、取引条件、価格、数量、金額など）および代金の請求書。			(4) 通関業者：輸出入申告書作成資料。
(2) 輸入者：契約履行の確認（船積商品、取引条件、価格、数量、金額など）。			(5) 銀行：為替手形に随伴する主要書類。
輸入申告書に添付。転売準備資料。			(6) 保険業者：事故金額算定資料。
(3) 税関：輸出入申告書添付必要書類			(7) 海運同盟（一部）：運賃率適用点検。
摘要／備考			
JASTPROにより標準様式が制定されている。			

D - 3 保険証券(輸出) Insurance Policy			
発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
保険会社 保険会社および 保険会社代理店	手形買取前	2～N	輸出者
目的／機能			
C I F建輸出貨物の損害事故による荷主の損失を免れるために付保したことを証明する書類である。輸出者にとっては荷為替手形取組のために必要な書類であり、また輸入者にとっては保険求償に必要な書類である。			摘要／備考
			(1) 英法(Marine Insurance Act)に準拠。 (2) JASTPROにより標準様式が制定されている。

B - 23

船荷証券
Bill of Lading; B/L

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
船社、代理店、 船長 海貨業者	船積船荷証券：貨物船 積後 受取船荷証券：貨物受 取後	3	輸出者

目的／機能

- 関係者によってそれぞれ次のような目的なり機能を有する書類である。
- (1) 船会社：貨物受取証（引受貨物の個数、外装状態の明示）として機能するほか運送条件および運送約款などを明示した書類である。
 - (2) 輸出者：荷為替手形取組のための船積を証する書類である。
 - (3) 輸入者：貨物引渡しの請求に使用される書類である。
 - (4) 銀行：代金回収のための担保として利用される書類である。
 - (5) 保険会社：代位求償権の証拠書類である。

摘要／備考

- (1) 10～N部コピーされる。
- (2) S/Aなどとワンライティングで海貨業者が作成する。
- (3) 有価証券である。

E - 25

荷為替信用状
Documentary Letter of Credit (L/C);
Documentary Credit

発行者 (作成者)	発行時期	発行部数	宛先
銀行	信用状の開設依頼を受けた時	1	信用状受益者（海外の輸出者）

目的／機能

信用状に定められた書類が提示されることを条件として受益者に対し支払を確約する書類である。

摘要／備考

国際商業会議所により標準様式が制定されている。

2. わが国における主要貿易書類の署名の実態と関連法令・国際規則

わが国において作成されるインボイス、保険証券、船荷証券および信用状については、例外なく、「英文による自署」が行なわれているといえるが、これは、

信用状を除き、わが国の署名に関する関連法令の要件を満たし、かつ外国にいる相手方の受理を容易にするためと考えられる。

なお、わが国の関連法令上は、「記名捺印」によってもよいことになっている。

貿易書類	署名の実態	署名に関する根拠法令	法令の許容する署名の方法	信用状統一規則等
インボイス	英文による自署	・関税法第68条1項に基づく関税法施行令第60条1項 ・関税法基本通達 68-1-1	自署または記名捺印	・第32条。ただし、署名の要否・方法については規定していないので、結局は信用状の条件如何となる。 ・1980年インコタームズのCIF契約における売主の義務第7項に、インボイスの規定はあるが、これは署名の要否・方法には言及していない。
保険証券	英文による自署	・商法第649条2項 ・商法中署名スヘキ場合ニ関スル法律	自署または記名捺印	・第26条a項 ・ICCは、「予め印刷された保険者の署名〔pre-printed signature of insurer〕」を認める判断をしている (ICC Documents 470/304, 470/309)。
船荷証券	英文による自署	・国際海上物品運送法第7条	自署または記名押印(記名捺印)	・第19条その他。ただし、「発行される(issued)」という表現のみにて、署名の要否・方法についての具体的規定はない。 ・ICCは、「穿孔による署名(signature by perforation)」の受理可能性は、発行国の法律如何によるとの立場をとっている。
信用状	英文による自署(電信による信用状は、コード(暗号)により自署に代える)	・特になし	特になし	・特になし ・ICCは、「信用状の通知銀行は、自己の通知した信用状の真正性を暗示する(ICC Documents 470/328, 470/330)」ものとしているから、当該信用状が真実に発行銀行により発行されたことが通知銀行により判別可能でなければならない。

(注) ICCとは、International Chamber of Commerce(国際商業会議所)の略称である。

IV わが国における主要貿易書類の署名の代替方法と問題点

1. わが国における主要貿易書類の署名回数

(1) 署名回数の推定

先に見たとおり、わが国において作成される主要貿易書類の署名の方法としては、ほぼ例外なく「英文による自署」が用いられている。

そこで、わが国で作成される輸出関係「インボイス」、「保険証券」、「船荷証券」と輸入関係「信用状」の4種類の貿易書類について、1981年中に行なわれたと思われる自署の回数を推定してみると、合計で45,500千回にも及ぶものと考えられる（内訳は、インボイス32,300千回、保険証券2,500千回、船荷証券9,700千回、信用状1,000千回）。

これは、1981年中のわが国の輸出通関件数その他を基礎に、これに対応する自署の必要枚数を、インボイス7通、保険証券2通、船荷証券2通、信用状5通として、大まかに推計したものである。

(2) 署名回数の削減方法

わが国の国際貿易における地位から見て、わが国で作成されるこれら主要貿易書類は毎年増加する傾向にあり、したがってこれらに付加する自署の回数も増加することが見込まれる。

厖大な数の自署の回数を削減するためには、根本的には後述する「自署の代替方法」によることが必要であるが、これと並行して、次のような手法を用いれば、さらに省力効果が期待できる。

①書類の作成通数の削減

たとえば、船荷証券は現在3通が1組として発行されているが、これを2通または1通にする。

②書類の正本（オリジナル）と写（コピー）の区分

いわゆる書類のオリジナルとコピーを区分し、コピーには署名を一切省略するか、イニシャル等簡便な手法を用いる。

2. 署名に関する法令の規定と実務上の取扱い

わが国の法令は、一般に署名については自署または記名捺印を合法的なものと認めているが、最近の実務においては、取引の大量性等の理由により、若干の種類の書類の署名については、次のとおり事実上、自署・記名捺印に代わる方法が採用されており、興味深い。

これらの方法は、取引の相手方や第三者にも容認されており、判例学説上も認められているものもあって、注目すべきものである。

(1) 株券・債券・旅行小切手の印刷署名

わが国で発行される株券・債券・旅行小切手については、法令の規定上、自署または記名捺印がなされることになっている。

- ①株券の発行者の署名（商法第225条—取締役の署名を要する）
- ②債券の発行者の署名（商法第306条—取締役の署名を要する）
- ③銀行の旅行小切手の署名（小切手法第1条—振出人の署名を要する）

しかしながら、これらの署名は、発行時の大量性・時限性等の制約から、自署・記名捺印によることは事実上不可能であり、実務上は、ほぼ例外なく、機械による印刷署名の方法が用いられている。この印刷署名は、判例通説上是認されるものとされ、現にわが国においても支障なく流通していることに注目すべきである。

(2) 英文検量証明書の穿孔署名

1975年に、新日本検定協会は、同協会の発行する英文検量証明書（Certificate and List of Measurement and/or Weight）の署名方法を変更し、自動署名器による「穿孔方式」とした。以来、成功的うちに推移している。

なお、同年に日本海事検定協会は、英文検量証明書の署名方法を「社名印の事前印刷」に切り替え、これも貿易関係者により支障なく受理されている。

(3) 通関用インボイスの署名

わが国の関税に関する法令上、インボイスが輸出入通関の必要書類であり、かつインボイスの署名は自署が原則となっている。

しかし、税関の実務上は、輸出通關のインボイス署名は、記名捺印の方法によるものも受理されており（関税法基本通達68-1-1），わが国で作成され

るということもあって、輸出通関用インボイスは記名捺印によるものもかなりある。

一方、外国で作成された輸入通関のインボイスについては、署名が全くないもの、ゴム印署名のもの、印刷署名のもの等であっても、それが外国の輸出者（シッパー）から送付されてきた唯一の通関用書類であって、それ以外にはないことから、わが国の税関では「インボイスに代るその他の書類」として一般に受理されており、単にインボイスの署名を欠くという理由でこれの受理が拒絶されるということはない（もちろん、輸入通関の場合でも、記名捺印の方法による署名は当然認められている）。

要するに、インボイスは、わが国の税関における通関審査のエビデンスとしての役割を実質上果すものであればよいわけであって、こと通関に関する限り、インボイスの署名は必ずしも致命的な要素となっていないのが実態である。

見方を変えれば、通関のために提出されるインボイスについては、国際的慣習上、署名のあるものが正式のものとされているところから、インボイスの署名規定がわが国の通関法令にも残っているにすぎない、ということができる。

3. 主要貿易書類における自署の代替方法と問題点

(1) 自署の代替方法

上に述べてきた事項を加味して、輸出貿易用のインボイス、保険証券、船荷証券と輸入貿易用の信用状における「自署の代替方法」を考えてみると、実務上採用可能と思われる方法としては、次のようなものをあげることができる。

これら代替方法の利点は、前述した厖大な自署の回数を削減し、省力効果・費用節減効果をもたらすことにあり、ひいては国際貿易において急速に進展しつつある貿易関連データのA D P化にも資するものと考えられる。

- ①記名捺印による方法（「記名部分」についての事前印刷・ゴム印による方法を含む）。
- ②署名の事前印刷による方法（「自署」・「記名捺印」の事前印刷による方法を含む）。

③穿孔による方法（数字・アルファベットを穿孔により表示する方法を含む）。

(2) 自署の代替方法の問題点

①わが国の法令上の適法性

輸出貿易用としてわが国で作成されるインボイス、保険証券および船荷証券の署名については、自署の代替方法としての「記名捺印」および「事前印刷」は、わが国の関連法令上、適格性をもつものといえる。ただし、「穿孔」は、現行法令の規定上は、適格性をもたないものといえよう。

なお、輸入貿易用としてわが国の銀行が発行する信用状の署名方法は、わが国の法令の直接的規制の対象外であり、信用状統一規則も信用状の署名そのものを規定していないから、一見上記3つの代替方法はいずれも利用できるように見える。

しかし、信用状を発行銀行から受領しこれを受益者（輸出者）に通知する通知銀行側は、自行の通知した信用状の真正性を、默示するものとされているから、実務上は、当該信用状がまさしく当該信用状発行銀行によって発行されたものであることを、通知銀行が認識できるような手段が講じられていなければならない（この確認の一つの方法が「署名の照合」である）。

このような観点からは、信用状の署名の代替方法としての「穿孔」方式は、一般的には実用的なものとはいえない。ただし、信用状の発行銀行と通知銀行の間で、あらかじめ「穿孔」による取決めをしておき、これに電信における暗号と同等の意味をもたせるならば、このような場合における「穿孔」方式は、むしろ「自署」よりもはるかにすぐれた代替方法となり得る。

② 省力効果と内部管理上の配慮

わが国の貿易書類作成者が、インボイス、保険証券および船荷証券の自署に代え、記名捺印・事前印刷・穿孔の方法を用いるものとすれば、省力効果は大きいことは明白である反面、内部管理上は、とくに署名の事前印刷の方法を採用した場合に、別途厳重な管理責任体制を整備することが必要となる。

なお、輸入用の信用状については、現状、控を含め通常5枚程度の署名を要しているが、わが国の発行銀行は、感圧紙（ノーカーボン紙）を使用して、

1回の自署で済ませているので、仮りにこれを記名捺印方法で代替した場合には、省力効果は逆にマイナスとなることが特殊事情として指摘できる（1回の自署で足りている現状では、記名捺印によれば、原則として5回手を動かすこととなる）。

③ 取引の相手方・第三者による受理可能性

わが国で作成されるインボイス、保険証券、船荷証券および信用状の署名について、自署の代替方法を用いて作成した場合、上に述べたわが国の法令上の適法性・省力効果等の関門を通過して最後にたどり着く問題点は、これら代替方法による署名を付した貿易書類が、果して取引の相手方や第三者によって円滑に受理されるかどうかである。

とくに、有価証券性をもつ船荷証券や、これと類似の性質をもった保険証券については、わが国の輸出者の直接の取引の相手方（海外の輸入者）のほかに第三者（銀行・譲受人）を巻き込むので問題となる余地がある。

インボイスの署名についても、輸入国における税関の考え方が問題となることがあり得る。たとえば、先般、米国の関税規則が改正され、同国の関税規則第141・86節（これは、コマーシャル・インボイスに従来の税関用インボイスの記載事項とほぼ同一内容の事項を記載すべきことを定めたもの）を満たす「署名入りのコマーシャル・インボイス（a commercial invoice signed by the seller, shipper or his agent）」が税關に提示される限り、従来のSpecial Customs Invoice (Customs Form 5515)は、原則として不要となつたが、連邦法の規定するインボイスの「署名」とはどういうものが適格なものなのかは、引き続き一つの重要な問題となり得るであろう（米国の取締法規・手続法においては、署名は自署に限るという厳格な方式を適用することが普通であり、この点は前述した州法たる米国統一商事法典の彈力的な署名の定義とは異なつてゐる。添付参考資料12. 米国統一商事法典§3-401(2)公式注釈参照）。

これら貿易書類が、上述した自署の代替方法によって作成された場合でも、当事者がわが国の法律に服する者である限りは、比較的容易に受理されるも

のと思われるが、当事者が外国人であるときは、受理可能性については不安がないとはいえない。したがって、これら貿易書類については、国際的な規模における自署の代替方法に関する環境整備とコンセンサスが不可欠である。

(3) 自署の代替方法の得失一覧表

輸出貿易用のインボイス、保険証券、船荷証券と輸入貿易用の信用状の4種類の貿易書類について、これまで議論してきた自署の代替方法の得失を主要項目毎にとりまとめると、次のようになる。

この一覧表における「取引の相手方・第三者による受理適格性」の欄の、「取引の相手方・第三者」は、わが国にいる者だけでなく、外国にいる者を含み、問題のあるところであるが、本表作成に際しては、自署の代替方法を用いたこれら貿易書類受理についての国際的コンセンサスを前提として、推定的判断を行なった。

(○：「問題なし」と思われるもの。 △：「疑義あり」と思われるもの。

×：「問題あり」と思われるもの。)

貿易書類	わが国における作成者側の事情				取引の相手方・第三者による受理適格性	当面の利用適格性
	自署の代替方法	法令との適法性	省力効果	内部管理上の問題		
インボイス	記名捺印	○	○	○	○	○
	事前印刷	○	○	×	△	△
	穿孔	×	○	○	△	×
保険証券	記名捺印	○	○	○	○	○
	事前印刷	○	○	×	△	△
	穿孔	×	○	○	△	×
船荷証券	記名捺印	○	○	○	○	○
	事前印刷	○	○	×	△	△
	穿孔	×	○	○	△	×
信用状	記名捺印	○	×	○	○(通知銀行)	△
	事前印刷	○	○	×	△	△
	穿孔	○	△	○	×	×

V 署名問題特別委員会の暫定的結論

1. 暫定的結論

(1) わが国においては、永年の慣習上、署名の方法としては記名捺印が一般的慣習となっており、この記名捺印が国内取引においてむしろ自署よりも広く用いられている。

そして、わが国の法令も、この事実を認めて、署名は自署または記名捺印によるべきことの原則を定めている。

(2) わが国で作成されるインボイス、保険証券、船荷証券および信用状の署名は、当然のことながら、関連する法令等の規定に従うことが必要であり、適式な署名を欠く書類は、原則として無効と解する厳しい見方が一般的である。

(3) しかしながら、わが国で毎年作成されるこれら主要貿易書類は龐大な数にのぼり、署名に要する労力はきわめて大きい現実（署名の回数は年間推定45百万回超），およびわが国で発行される株券・債券・旅行小切手には、署名・記名捺印の「事前印刷」の方法が広く採用され、この代替方法によるものも判例学説により認知されて支障なく流通している現実を勘案すれば、主要貿易書類についても、自署に代替する記名捺印・事前印刷・穿孔等の方法を採用することができれば、省力効果・経費節減効果がきわめて大きいことは明白であり、かつ代替方法を採用することの可能性も十分あるものと考えられる。

(4) したがって、わが国で作成されるインボイス、保険証券、船荷証券および信用状の署名については、その具体的代替方法についてさらに多方面から徹底した検討を加え、前向きの姿勢で具体的な提言をとりまとめることが望まれる。

その際、これら貿易書類の受取人となる内外の相手方・第三者、さらには外国政府機関の協力を得ることも必要となるであろうから、国際商業会議所・国連等の国際的機関と歩調を合わせて対処することが必要となる。

また、わが国における関係企業および諸団体・政府機関等の全面的理解と協力が不可欠であることは明白であって、場合により、関連法令等の改正に

ついても考慮することが必要となるであろう。

- (5) なお、1975年に、日本海事検定協会と新日本検定協会は、自己の発行する英文検量証明書の署名方法を、それぞれ「事前印刷」と「穿孔」による方法に切り替えることに成功したが、貿易書類の署名の代替方法を推進するに当たり、この勇気ある先例を絶えず想起すべきである。

2. A D P 化への対応

- (1) 国連欧州経済委員会（E C E）が「署名以外の方法による貿易書類の認証」と題する勧告中で強調しているように、世界中で急速に進展している貿易取引のA D P 化現象をわが国が黙視することはできない。
- (2) 貿易関連データのA D P 化については、内外においてすぐれた論文が発表されていることでもあり、これらを参考としつつ、効率的なA D P 化の効果をそのまま利用できるよう「主要貿易書類の署名の全廃」に向けて、やや長期的な検討をもあわせて行なうことが必要である。

注）国際商業会議所（I C C）は、先頃提示した信用状統一規則の改訂に関する第1次案の第20条C項に、次のような規定を設けて、コンピュータや複写機により作成された貿易書類を、一定条件のもとで銀行が受理するよう提案している。

この改訂案としての条文が最終的にどのような形にまとまるかは現段階では不明であるが、これは今般初めて提案された画期的なものであって、貿易書類等のA D P 化の進展度を物語るものといえよう。

Unless otherwise stipulated in the credit, banks will accept as original documents produced or appearing to have been produced by data processing and/or photographic systems if they identify their issuers and are clearly stated by their issuers to have been issued as originals.

参考資料（本報告書中で引用した法令・国際規則の条文）

1. 手形法

第16条〔裏書の資格授与的効力〕（本文7ページ）

- ①為替手形ノ占有者ガ裏書ノ連続ニ依リ其ノ権利ヲ証明スルトキハ之ヲ適法ノ所持人ト看做ス最後ノ裏書ガ白地式ナル場合ト雖モ亦同じ抹消シタル裏書ハ此ノ関係ニ於テハ之ヲ記載セザルモノト看做ス白地式裏書ニ次テ他ノ裏書アルトキハ其ノ裏書ヲ為シタル者ハ白地式裏書ニ因リテ手形ヲ取得シタルモノト看做ス
- ②事由ノ何タルヲ問ハズ為替手形ノ占有ヲ失ヒタル者アル場合ニ於テ所持人が前項ノ規定ニ依リ其ノ権利ヲ証明スルトキハ手形ヲ返還スル義務ヲ負フコトナシ但シ所持人が惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ之ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第82条〔署名〕（本文3ページ）

本法ニ於テ署名トアルハ記名捺印ヲ含ム

2. 小切手法

第1条〔小切手要件〕（本文13ページ）

小切手ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 1 証券ノ文言中ニ其ノ証券ノ作成ニ用フル語ヲ以テ記載スル小切手ナルコトヲ示ス文字
- 2 一定ノ金額ヲ支払フベキ旨ノ単純ナル委託
- 3 支払ヲ為スベキ者（支払人）ノ名称
- 4 支払ヲ為スベキ地ノ表示
- 5 小切手ヲ振出ス日及地ノ表示
- 6 小切手ヲ振出ス者（振出人）ノ署名

第21条〔小切手の善意取得〕（本文7ページ）

事由ノ何タルヲ問ワズ小切手ノ占有ヲ失ヒタル者アル場合ニ於テ其ノ小切手ヲ
取得シタル所持人ハ小切手ガ持參人払式ノモノナルトキ又ハ裏書シ得ベキモノニ
シテ其ノ所持人が第19条ノ規定ニ依リ権利ヲ証明スルトキハ之ヲ返還スル義務ヲ
負フコトナシ但シ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ之ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在
ラズ

第67条〔署名〕（本文3ページ）

本法ニ於テ署名トアルハ記名捺印ヲ含ム

3. 商 法

第225条〔株券の記載事項〕（本文13ページ）

株券ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

- 1 会社ノ商号
- 2 会社成立ノ年月日
- 3 会社ガ発行スル株式ノ総数
- 4 額面株式ナルトキハ1株の金額
- 5 会社ノ成立後発行セラレタル株式ニ付テハ其ノ発行ノ年月日
- 6 數種ノ株式アルトキハ其ノ株式ノ内容（昭和13法72本号追加）
- 7 転換株式ナルトキハ第222条ノ4ニ掲グル事項
- 8 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定（昭和41法83本号追加）（昭和23法148、昭和25法167本条改正）

第306条〔債券の発行〕（本文13ページ）

- ①債券ハ社債全額ノ払込アリタル後ニ非ザレバ之ヲ発行スルコトヲ得ズ
- ②債券ニハ第301条第2項第1号乃至第6号、第9号及第14号ニ掲グル事項並
ニ番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

第649条〔保険証券ノ交付、記載事項〕（本文11ページ）

- ①保険者ハ保険契約者ノ請求ニ因リ保険証券ヲ交付スルコトヲ要ス

②保険証券ニハ左ノ事項ヲ記載シ保険者之ニ署名スルコトヲ要ス

- 1 保険ノ目的
- 2 保険者ノ負担シタル危険
- 3 保険価額ヲ定メタルトキハ其価額
- 4 保険金額
- 5 保険料及ヒ其支払ノ方法
- 6 保険期間ヲ定メタルトキハ其始期及ヒ終期
- 7 保険契約者ノ氏名又ハ商号
- 8 保険契約ノ年月日
- 9 保険証券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

4. 商法中署名スヘキ場合ニ関スル法律（本文11ページ）

商法中署名スヘキ場合ニ於テハ記名捺印ヲ以テ署名ニ代フルコトヲ得

5. 国際海上物品運送法

第7条〔船荷証券の作成〕（本文11ページ）

①船荷証券には、次の事項（受取船荷証券については、第7号及び第8号の事項を除く）を記載し、運送人、船長又は運送人の代理人が署名し、又は記名押印しなければならない。

- 1 運送品の種類
- 2 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号
- 3 外部から認められる運送品の状態
- 4 荷送人の氏名又は商号
- 5 荷受人の氏名又は商号
- 6 運送人の氏名又は商号
- 7 船舶の名称及び国籍
- 8 船積港及び船積の年月日
- 9 陸揚港

10 運送賃

11 数通の船荷証券を作ったときは、その数

12 作成地及び作成の年月日

②受取船荷証券と引換に船積船荷証券の交付の請求があったときは、その受取船荷証券に船積があった旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合には、前項第7号及び第8号の事項をも記載しなければならない。

6. 関税法

第68条〔輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類〕（本文11ページ）

①輸出申告又は輸入申告に際しては、仕入書を税関に提出しなければならない。但し、税関においてこれを提出することができない事由があると認める場合又は輸出に係る仕入書についてこれを提出する必要がない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

②前項の仕入書により輸入貨物の課税標準を決定することが困難であると認められるとき、若しくは同項ただし書に該当するとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益（これに相当する便益で政令で定めるものを含む）を適用する場合において必要があるときは、税関は、契約書その他課税標準の決定のため必要な書類又は当該便益を適用するため必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。

7. 関税法施行令

第60条〔仕入書の記載事項等〕（本文11ページ）

①法第68条第1項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定により輸出申告に際し税関に提出する仕入書は、左の各号に掲げる事項を記載し、且つ、当該申告に係る貨物の仕出人が署名したものでなければならない。但し、税関において法第67条（輸出又は輸入の許可）に規定する検査に支障がないと認めるときは、その支障がないと認める事項の記載は、必要としない。

- 1 当該貨物の記号、番号、品名、品種、数量及び価格
- 2 当該貨物の仕入書の作成地及び作成の年月日並びに仕向地及び仕向人
- 3 第1号の価格の決定に關係がある契約の条件

8. 関税法基本通達（本文11ページ、13ページ）

68-1-1 [仕入書の提出部数等]

法第68条第1項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定により輸出申告の際に提出すべき仕入書の提出部数は、2通（税関用、通商産業省用）とし、この場合における仕入書は、仕出人の署名に代えてその記名捺印したものでさしつかえない。

9. 信用状統一規則（Uniform Customs and Practice for Documentary Credits (1974 Revision), ICC Publication No. 290）

Article 19 (本文11ページ)

- (a) Unless specifically authorised in the credit, Bills of Lading of the following nature will be rejected:
- i) Bills of Lading issued by forwarding agents.
 - ii) Bills of Lading which are issued under and are subject to the conditions of a Charter-Party.
 - iii) Bills of Lading covering shipment by sailing vessels.

Article 26 (本文11ページ)

- (a) Insurance documents must be as specified in the credit, and must be issued and/or signed by insurance companies or their agents or by underwriters.

Article 32 (本文11ページ)

- (a) Unless otherwise specified in the credit, commercial invoices must be made out in the name of the applicant for the credit.
- (b) Unless otherwise specified in the credit, banks may refuse commercial invoices issued for amounts in excess of the amount permitted by the credit.
- (c) The description of the goods in the commercial invoice must

correspond with the description in the credit. In all other documents the goods may be described in general terms not inconsistent with the description of the goods in the credit.

10. 1980年インコタームズ (Incoterms 1980 Edition, ICC Publication No. 350)

"CIF" (named port of destination) (本文11ページ)

a. The seller must:

7. At his own expense furnish to the buyer without delay a clean negotiable bill of lading for the agreed port of destination, as well as the invoice of the goods shipped and the insurance policy or, should the insurance policy not to be available at the time the documents are tendered, a certificate of insurance issued under the authority of the underwriters and conveying to the bearer the same rights as if he were in possession of the policy and reproducing the essential provisions thereof. (以下省略)

11. 国際商業会議所銀行技術実務委員会の判断 (Decisions (1975 - 1979)

of the ICC Banking Commission on Queries relating to Uniform Customs and Practice for Documentary Credits, ICC Publication No. 371)

Pre-printed signature of insurer (Meeting on 14 March/1977) (ICC documents 470/304, 470/309) — 信用状統一規則第26条a項 (本文11ページ)
The Commission decided that banks should not refuse documents on the pretext that the signature of the insurance company or of one of its agents was pre-printed.

Authenticity of signature of credit notified by advising bank

(Meeting on 14 April 1978) (ICC documents 470/328, 470/330)

— 信用状統一規則第3条b項 (本文11ページ, 15ページ)

The Commission decided that an advising bank, even if it did not add its confirmation to the credit, implied the authenticity of the signature of the issuing bank by transmitting the credit.

12. 米国統一商事法典 (Uniform Commercial Code.)

§ 1-201. General Definitions (本文5ページ)

(39) "Signed" includes any symbol executed or adopted by a party with present intention to authenticate a writing.

Official Comment

"Signed". New. The inclusion of authentication in the definition of "signed" is to make clear that as the term is used in this Act a complete signature is not necessary. Authentication may be printed, stamped or written; it may be initials or by thumbprint. It may be on any part of the document and in appropriate cases may be found in a billhead or letterhead. No catalog of possible authentications can be complete and the court must use common sense and commercial experience in passing upon these matters. The question always is whether the symbol was executed or adopted by the party with present intention to authenticate the writing.

§ 3-401. Signature (本文5ページ, 16ページ)

(2) A signature is made by use of any name, including any trade or assumed name, upon an instrument, or by any word or mark used in lieu of a written signature.

Official Comment

A signature may be handwritten, typed, printed or made in any other manner. It need not be subscribed, and may appear in the body of the instrument, as in the case of "I, John Doe, promise to pay—" without any other signature. It may be made by mark, or even by thumbprint. It may be made in any name, including any trade name or assumed name, however false and fictitious, which is adopted for the purpose. Parol evidence is admissible to identify the signer, and when he is identified the signature is effective. This section is not intended to affect any local statute or rule of law requiring a signature by mark to be witnessed, or any signature to be otherwise authenticated, or requiring any form of proof. It is to be read together with the provision under which a person paying or giving value for the instrument may require indorsement in both the right name and the wrong one; and with the provision that the absence of an indorsement in the right name may make an instrument so irregular as to call its ownership into question and put a purchaser upon notice which will prevent his taking as a holder in due course.

本協会の事業は日本自転車振興会、財団法人日本船舶振興会および日本海運振興会からの資金援助ならびに賛助会員からの賛助会費によって行われています。

本書は日本船舶振興会の補助金により作成したものであります。

主要貿易書類の署名の考察

—署名方法の簡易化のために—

昭和57年5月25日

禁無断転載 300部

発行所 (財) 日本貿易関係手続簡易化協会
東京都港区芝大門2-10-1
(第一大門ビル)
電話(03) 437-6135